

プロポーザル方式に係る手続開始の公告

もりあい認定こども園(仮称)整備事業基本設計者を選定するため、下記により技術提案書の提出を招請します。

令和5年7月21日

福島市長 木幡 浩

1. プロポーザルの名称

もりあい認定こども園(仮称)整備事業基本設計者選定プロポーザル

2. プロポーザルの概要

1) 目的

老朽化が進む森合幼稚園の建替えとともに、本市全体の幼児教育・保育の質向上、インクルーシブ教育・保育の推進、多様な保育ニーズへの対応等を早急に図るため、地域の幼児教育・保育の拠点施設となるもりあい認定こども園(仮称)の整備を計画している。

もりあい認定こども園(仮称)整備事業(以下「本事業」という。)では、実施設計・施工一括発注方式(以下「DB方式」という。)による工事発注を予定しており、基本設計業務委託者の選定にあたっては、設計者の柔軟かつ高度な発想力・設計能力やZEB化に向けた環境提案などを求めるために、公募型プロポーザルを実施するものである。

2) 事業計画(予定)

令和5年度	基本設計・地質調査
令和6年度 ~ 令和7年度	実施設計・建設工事(DB方式)
令和8年度4月	開園

3) 事業内容

計画方針 『森合幼稚園建て替え・もりあい認定こども園(仮称)整備基本計画』
(以下「基本計画」という。)による。

敷地の場所 福島市野田町地内

敷地面積 こども園面積 約3,270㎡

関連整備用地面積 約1,630㎡

※敷地面積については、今後実施予定の測量業務により確定する。

4) 概算事業費

約10億円(税込み)

(建築、設備(電気、機械)、付属施設、外構整備、既存外構解体、実施設計を含む。)

※特殊基礎工事(杭地業、地盤改良等)は、基本設計と並行して今後実施する地質調査等を踏まえ、必要に応じて別途見込むものとする。

5) 概算基本設計価格

約1,000万円(税込み)

3. 担当部局

福島市こども未来部幼稚園・保育課幼保企画係

〒960-8002 福島市森合町10番1号

TEL 024-597-6726

FAX 024-572-3419

メール kodomo@mail.city.fukushima.fukushima.jp

4. 参加資格要件

もりあい認定こども園(仮称)整備事業基本設計者選定プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)の参加資格要件は、次に掲げる全ての条件に該当し、福島市の審査においてその資格を認められた者とする。

- 1) 福島市の令和5・6年度業務委託有資格業者名簿の「建築設計」に登録されている者であること。
- 2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。
- 3) 福島市から競争入札参加停止措置を受けている期間でないこと。
- 4) 商法(明治32年法律第48号)の規定による整理開始の申立て若しくは通告、破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産の申立て、旧和議法(大正11年法律第72号)第12条の規定による和議開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(ただし、経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けたものを除く。)でないこと。
- 5) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条に基づき一級建築士事務所の登録を行っていること。
- 6) 平成25年度以降に元請けとして、定員60名以上の幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園、認可保育所及び幼稚園のいずれかの新築又は改築(建物の全部について改築するものに限る)の基本設計又は実施設計の実績(日本国内に限る。)を有すること。実績には設計中のものは含まない。なお、設計共同企業体の構成員としての実績は、代表構成員として受注した場合に限り実績に含め、代表以外の構成員としての実績は含めないものとする。
- 7) 設計共同企業体の場合は、次の全てを満たすこと。
 - (1) 2者で構成した設計共同企業体であること。
 - (2) 構成員の全てが、1)から5)までの要件すべてを満たすこと。
 - (3) 代表構成員は、1)から6)までの要件全てを満たすこと。
 - (4) 代表構成員が、出資比率の大きい方であること。
 - (5) 構成員の最小出資比率が、30%以上であること。
 - (6) 共同企業体協定書を締結していること。

(7) 構成員は、他の設計共同企業体の構成員、単独又は他参加者の協力事業所として、本プロポーザルに参加していないこと。

8) その他、市との協議に柔軟、真摯に対応できること。

5. 参加表明に関する説明書（技術提案書作成要領等）の交付方法及び交付場所

1) 交付方法

福島市ホームページからのダウンロードとする。

2) 交付場所(URL)

https://www.city.fukushima.fukushima.jp/youho-kikaku/kosodate/moriai_puropo.html
(ホーム>しごと・産業>入札・契約情報>入札公告>その他の公告)

6. 参加表明書の提出期間、提出場所及び提出方法

1) 提出書類

(1) 公募型プロポーザル方式参加表明書（次のいずれかを提出。）

（様式1）：単独企業用

（様式1-1）：設計共同企業体用

* 共同企業体協定書の写しを添付すること。

(2) 会社概要(様式2)

* 設計共同企業体の場合は、代表構成員及びその他の構成員についてそれぞれ1枚ずつ提出すること。

(3) 事務所の資格要件（次のいずれかを提出。）

（様式3）：単独企業用

（様式3-1）：設計共同企業体用

(4) 様式3（様式3-1）に記載した、専門分野の技術者資格の登録証等の写し

(5) 事務所の業務実績（様式4）

* 設計共同企業体の場合は、代表構成員の実績を記入すること。

(6) 様式4に記載した業務実績に係る契約書の写し

* 「4. 参加資格要件 6)」の要件に当てはまる施設であることが確認できる書類（パンフレット・ホームページのコピー等、施設の種類や定員等が確認できるもの）を添付すること。

(7) 株主構成、関連企業調書（様式5）

* 設計共同企業体の場合は、代表構成員及びその他の構成員についてそれぞれ1枚ずつ提出すること。

* 様式3又は様式3-1に記載した協力事務所についても提出すること。

(8) 建築士事務所登録証明書の写し

2) 提出期間

令和5年7月21日（金）から令和5年8月9日（水）まで

（期間中の土曜日、日曜日を除く）

受付は、午前9時から正午及び午後1時から午後4時までとする。

3) 提出場所

福島市こども未来部幼稚園・保育課幼保企画係

4) 提出方法

提出期間内に、事前に来庁時間を電話予約の上、こども未来部幼稚園・保育課幼保企画係に持参すること。また、提出後の記載内容の追加・修正は認めない。

持参を原則とするが、郵送で提出する場合、令和5年8月9日(水)必着とし、郵送方法は配達証明付きの書留郵便に限るものとする。また、封筒に「プロポーザル参加表明書在中」と朱書きするほか、受領書送付用として、宛名明記のうえ84円切手を貼付した長形3号の封筒を同封すること。

提出書類(1)～(8)を番号の若い順からクリップ止めとし、提出すること。

各様式の記載欄が不足する場合は、コピーにより補うこと。

様式に記載するよう定められた箇所を除き、社名や商標、マーク等提案者を認識できるものを表示しないこと。

5) 提出部数

1部

7. 参加表明に伴う質問書の提出期間、提出場所及び提出方法

1) 提出期間

令和5年7月21日(金)から令和5年8月1日(火)まで

(期間中の土曜日、日曜日を除く)

受付は、午前9時から正午及び午後1時から午後4時までとする。

2) 提出場所

福島市こども未来部幼稚園・保育課幼保企画係

3) 提出方法

説明書等に関して質問がある場合は、参加表明に関する質問書(様式6)を作成し、電子メール又はFAXにより提出すること。提出の際は、件名を「プロポーザル参加表明質問書(もりあい認定こども園)」とし、送信後は、到着確認のため、送信した旨を併せて電話で必ず連絡すること。なお、電話または口頭による質問は受け付けない。

4) 回答方法

質問を受理した日の翌日から起算して3日後までに福島市ホームページ上で回答する。

(期間中の土曜日、日曜日を除く)

8. 受付、参加資格の審査及び結果の通知

1) 担当部局は、「6. 参加表明書の提出期間、提出場所及び提出方法 1)」の提出書類を確認後、参加表明書(様式1又は様式1-1)に受付番号を記入し、受付する。

2) 参加表明書を「4. 参加資格要件」に基づいて審査し、審査結果を令和5年8月18日(金)(予定)に通知(様式11)する。

3) 参加資格を認定した全ての参加表明者に対して、技術提案書提出要請書(様式12)により技術提案書の提出を要請する。

9. 技術提案書の提出期間、提出場所及び提出方法

1) 提出書類

(1) 技術提案書（次のいずれかを提出。）

（様式7）：単独企業用

（様式7-1）：設計共同企業体用

(2) 技術提案説明書（様式8）

(3) 技術者主要業務実績表（様式9）

(4) 様式9に記載した技術者に係る保有資格登録証等の写し

(5) 様式9に記載した業務実績に係る契約書及び付属する図書（委託履行届、経歴書等）の写し

*付属する図書は、様式9に記載した技術者の氏名及び主任技術者として携わった業務であることが確認出来るものを添付すること。（主任技術者とみなすものは、別紙特定基準に記載されている（※5）を参考にすること）

*「4. 参加資格要件 6）」の要件に当てはまる施設であることが確認できる書類（パンフレット・ホームページのコピー等、施設の種類や定員等が確認できるもの）を添付すること。

*「事業所の業務実績」（様式4）に記載した業務実績と重複する実績については、契約書の写しならびに確認書類の添付を省略することができる。この場合は、（様式9）中にその旨を明記すること。

2) 提出期間

令和5年9月5日（火）から令和5年9月12日（火）まで

（期間中の土曜日、日曜日を除く）

受付は、午前9時から正午及び午後1時から午後4時までとする。

3) 提出場所

福島市こども未来部幼稚園・保育課幼保企画係

4) 提出方法

提出期間内に、事前に来庁時間を電話予約の上、こども未来部幼稚園・保育課幼保企画係に持参すること。また、提出後の記載内容の追加・修正は認めない。

持参を原則とするが、郵送で提出する場合、令和5年9月12日（火）必着とし、郵送方法は配達証明付きの書留郵便に限るものとする。また、封筒に「プロポーザル技術提案書在中」と朱書きするほか、受領書送付用として、宛名明記のうえ84円切手を貼付した長形3号の封筒を同封すること。

5) 提出部数

各1部（ただし、技術提案説明書（様式8）については16部）

10. 技術提案書作成に伴う質問書の提出期間、提出場所及び提出方法

1) 提出期間

令和5年8月21日（月）から令和5年8月30日（水）まで

（期間中の土曜日、日曜日を除く）

受付は、午前9時から正午及び午後1時から午後4時までとする。

2) 提出場所

福島市こども未来部幼稚園・保育課幼保企画係

3) 提出方法

技術提案書作成に関して質問がある場合は、技術提案に関する質問書（様式10）を作成し、電子メール又はFAXにより提出すること。提出の際は、件名を「プロポーザル技術提案質問書(もりあい認定こども園)」とし、送信後は、到着確認のため、送信した旨を併せて電話で必ず連絡すること。なお、電話または口頭による質問は受け付けない。

4) 回答方法

質問を受理した日の翌日から起算して3日後までに福島市ホームページ上で回答する。
(期間中の土曜日、日曜日を除く)

11. 審査方法

審査は基本設計者選定審査委員会が行い、別紙特定基準に基づく評価事項により最優秀者及び次点者を選定する。なお、一次審査及び二次審査（ヒアリングを含む。）において事業者名は伏せて審査を行うものとする。

1) 一次審査

基本設計者選定審査委員会は、技術提案書及び参加表明の際に提出された書類等を審査し、各審査委員持点4票により選出し、その合計票数に基づき、二次審査要請者として4者程度を選定する。なお、合計票が同数となった場合には、審査委員会において、優劣を決定する投票を実施し、その投票数の多い順に選定する。

2) 二次審査

二次審査要請者に対して、基本設計者選定審査委員会による技術提案書に関するヒアリングを公開で実施し、その後、提案内容について各審査委員による審査・採点を非公開で行う。その点数並びに参加表明の際に提出された書類等の審査・採点による点数を合計して、最優秀者及び次点者を選定する。

なお、二次審査の合計点数が、配点（600点）の6割(360点)に満たない場合は、最優秀提案者及び次点者として選定は行わないものとする。

また、ヒアリング実施者には参加報酬（報償費）として1者につき、それぞれ3万円を支払う。

12. 審査委員

日本大学工学部建築学科専任講師 市岡 綾子

桜の聖母短期大学生生活科学科准教授 長谷川美香

福島市こども未来部長

福島市都市政策部長

福島市財務部財産マネジメント推進室長兼公共建築課長

13. 費用負担

本プロポーザルに参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。

14. 選定後の業務内容

福島市は、最優秀となった者と、もりあい認定こども園(仮称)整備事業 基本設計業務委託の契約交渉を行う。ただし、最優秀者との契約が不調となった場合は次点者との交渉を行うものとする。

1) 業務名

もりあい認定こども園(仮称)整備事業 基本設計業務委託

2) 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月を予定

3) 業務内容

- ①基本設計図書の作成(実施設計・施工一括発注に向けた要求水準書等の作成を含む)
- ②建設に必要な概算事業費の算出(必要に応じて積算等による検証を行う)
- ③各種申請が必要となる際の図書の作成、申請業務の代理・補助(法的手続等)
- ④設計に関する関係機関との調整
- ⑤市民等への説明会・会議への参加・協力(地元、保育士・幼稚園教諭等、関係機関等)
- ⑥各種検討書の作成(コスト縮減、省エネ、工法・機種選定等)

4) その他

プロポーザルは設計適格者を選定するものであることから、具体的な設計作業は、受注者の提案内容を踏まえつつも、福島市等との協議により進めていくこととなる。そのため、受注者が提案した内容をそのまま採用するものではない。

15. その他の事項

1) 契約保証金 免除

2) 契約書作成の要否 要

3) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。

4) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ①プロポーザル関係者と不正な接触等を行うなど、審査の透明性・公平性を害する行為があった場合。
- ②技術提案書の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をした場合。
- ③各書類の提出方法及び提出期間を遵守しない場合。
- ④提出書類に虚偽の内容を記載した場合。
- ⑤その他、信義に反する行為があったと認められるなど、委員会が不適格と認めた場合。

5) 提出された書類は、本件の審査以外には使用しない。ただし、最優秀者の技術提案書に限り公表するものとする。

6) 参加表明書及び技術提案書は返却しない。

7) 参加表明者、技術提案書提出要請者及び第二次審査要請者、最終結果(最優秀者、次点者)、二次審査結果(事業者名は伏せる・評価点等)、審査講評は、原則として公表する。なお、参加者が1者の場合、参加表明者、技術提案書提出要請者及び二次審査要請者は非公表とする。

- 8) 参加表明書及び技術提案書は、提出後の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの福島市の了解を得なければならない。
- 9) ヒアリングは、原則としてヒアリング参加者の技術提案書について、写真等による撮影を禁止の上、一般聴講者へ開示を行う。
- 10) プロポーザルの結果、最優秀者または次点者となり設計業務を受注した事業者又は設計共同企業体の構成員、並びにその協力事務所と、資本・人事面等において関連があると認められた企業（令和5年7月21日以降、受注者の発行済み株式総数の100分の20を超える株式を有し、又は、その出資の100分の20を超える出資をしているか、若しくは、受注者の役員（取締役以上）を兼ねている企業等）は、本業務に係る工事等の入札に参加し当該工事等を請け負うことができない。

16. プロポーザルに関する全体スケジュール

期間等	内 容
令和5年7月21日(金)から	公募の開始（公告）
令和5年7月21日(金)から 令和5年8月 1日(火)まで	参加表明に伴う質問書の受付期間
令和5年7月21日(金)から 令和5年8月 9日(水)まで(必着)	参加表明書の提出期間
令和5年8月18日(金)予定	参加資格確認結果の通知
令和5年8月21日(月)から 令和5年8月30日(水)まで	技術提案書提出に伴う質問書の受付期間
令和5年9月 5日(火)から 令和5年9月12日(火)まで(必着)	技術提案書の提出期間
令和5年9月27日(水)予定	一次審査(書類審査)の実施
令和5年9月27日(水)予定	一次審査(書類審査)結果の公表・通知
令和5年10月11日(水)予定	二次審査(ヒアリング)の実施
令和5年10月16日(月)予定	二次審査(ヒアリング)結果の公表・通知
令和5年10月中 予定	契約の締結

※スケジュールに変更があった場合は、別途ホームページで公表する。

特定基準(2次審査)

1. 事務所の評価(50点)

評価項目	評価事項					配点
同種・類似 業務実績 (※1)	定員60名以上の認定こども園、認可保育所又は幼稚園の、新築又は改築の基本設計又は実施設計の実績があること(※2)					30
	5件以上	4件	3件	2件	1件	
	30	24	18	12	6	
地域精通度 (営業拠点) (※3)	福島市内又は福島県内に本店(本社)又は営業所があり、福島市・福島県の地域特性(文化、気候、風土等)に精通していること					10
	市内 本店	市内 支社(支店)	県内 本店	県内 支社(支店)	無し	
	10	8	5	2	0	
専門分野の技 術者の資格	構造設計一級建築士、設備設計一級建築士、建築積算士の資格所有の有無(※4)					10
	3分野	2分野	1分野	無し		
	10	7	4	0		

(※1) 実績…公告 4. 参加資格要件 6) による実績 (以下同じ)

(※2) 改築…建物の全部について改築するもの (以下同じ)

(※3) 設計共同企業体の場合は、代表構成員又はその他の構成員の所在地のうち、配点の高い区分の評価とする。

(※4) 例：自社に構造設計一級建築士と設備設計一級建築士取得者がいる場合
(建築積算士は不在) は、7点

なお、設計共同企業体の場合は、代表構成員又はその他の構成員のどちらかに資格所有者がいれば評価とする。

2. 担当技術者の評価(50点)

評価項目	評価事項						配点
同種・類似 業務実績	主任技術者(※5)として、定員60名以上の認定こども園、認可保育所又は幼稚園の、新築又は改築の基本設計又は実施設計の実績があること						50
	5件以上	4件	3件	2件	1件	無し	
	50	40	30	20	10	0	

(※5) 主任技術者としての業務実績として考えられるもの

- ・「公共建築設計業務委託共通仕様書(国土交通省)」で定義される「管理技術者」、またはそれに類する者として行った業務実績。
- ・民間機関が発注機関である場合、建築設計業務委託契約書等において、従事する建築士として記載された業務実績。

3、技術提案の内容（100点）

評 価 事 項 ・ 評 点	配点
<p>テーマ1 もりあい認定こども園(仮称)の整備理念を実現するための設計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備方針1（「保育の質」が十分確保でき、子どもたちの主体的な遊びと生活を支える施設） 【15・11・ 8・ 4・ 1】 ・整備方針2（インクルーシブ教育・保育の推進を図りやすい施設） 【15・11・ 8・ 4・ 1】 ・整備方針3（私立も含めた地域の幼児教育・保育施設等のネットワーク構築・相互交流推進と研修・支援、地域の子育て支援を担う施設） 【10・ 8・ 5・ 3・ 1】 ・整備方針4（多様な保育の提供を担う施設） 【15・11・ 8・ 4・ 1】 ・整備方針5（安全・安心で、保育教諭等職員が働きやすい施設） 【10・ 8・ 5・ 3・ 1】 ・整備方針6（子どもが公園に育まれる施設） 【 5・ 4・ 3・ 2・ 1】 ・整備方針7（持続可能な社会の実現に寄与する、自然のぬくもりのある施設） 【 5・ 4・ 3・ 2・ 1】 ・整備方針8（ライフサイクルコスト低減を意識した、管理しやすい施設） 【15・11・ 8・ 4・ 1】 	90
<p>テーマ2 地域・周辺環境との調和・共存する施設計画 【 5・ 4・ 3・ 2・ 1】</p>	5
<p>テーマ3 設計の品質確保 【 5・ 4・ 3・ 2・ 1】</p>	5

※一参加者の2次審査の最高得点は600点

内訳) 1. 事務所の評価=50点

2. 担当技術者の評価=50点

3. 技術提案の内容(100点)×審査委員数(5名)=500点